

相続人 (現所有者) ※代表者を除く	住所 (居所・所在地)	氏名 (名称)	続柄	相続分
			印	
	個人番号 (右詰)			
			印	
	個人番号 (右詰)			
			印	
	個人番号 (右詰)			
			印	
	個人番号 (右詰)			
			印	
	個人番号 (右詰)			
			印	
	個人番号 (右詰)			

※自署の場合は押印不要です。

※相続人（代表者を含む）が法人の場合のみ、個人番号欄に法人番号を記載してください。

※この届（申告書）は、市税の納税通知書等を受領する代表者を指定するものであり、この届（申告書）により不動産登記簿の所有者が変更されることはありません。

相続登記の手続きについては津地方法務局へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

※未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）の所有者を変更するときは、遺産分割協議書等の相続を証明する書類を添付のうえ、家屋補充課税台帳所有者変更届（相続用）を税務課資産税グループへ提出してください。

なお、変更届を提出いただいた翌年度から名義は変更されます。（賦課期日後に提出された場合は、翌々年度から名義は変更されます。）

【届書（申告書）の提出先・問い合わせ先】

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市総務財政部税務課資産税グループ

TEL 0595-82-1111（代表）

0595-84-5010（直通）

同意書

(あて先) 亀山市長

令和 年 月 日

被相続人 氏名

相続人代表者
(現所有者代表者) 住所

氏名

印

※自署の場合は、押印不要です。

※法人の場合は、押印してください。

電話番号

令和 年 月 日、税務課に提出した相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書に記載した内容を、下記の用途に使用することに同意します。

記

- ・水道使用者（公共下水道使用者を含む）の変更と水道料金の請求事務
- ・公共下水道受益者負担金の請求事務
- ・農業集落排水使用者の変更と使用料の請求事務
- ・下水道未接続者に対する排水設備設置依頼および下水道使用料の請求事務
- ・市営住宅の返還手続き及び住宅使用料等の請求事務
- ・市施行の公共事業に伴う用地調査及び用地取得事務
- ・農家台帳（水田転作台帳）の農業経営主の変更事務
- ・市立医療センターの診療費請求等関係事務
- ・その他市の債権管理に関する事務